

事務連絡

令和7年7月23日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right)$ 児童福祉主管部（局）御中

こども家庭庁支援局虐待防止対策課

こども家庭ソーシャルワーカーの計画的な養成及び
財政支援の積極的な活用のお願いについて

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年度は、多くの自治体の皆様にこども家庭ソーシャルワーカーの養成にご協力いただき、すべての都道府県で試験合格者が輩出されました。こども家庭ソーシャルワーカーは、今後、多職種・多機関の連携によるこども家庭支援体制の中核的な役割を担うことが期待されており、各自治体におきましては、将来的な人材育成や人材配置も見据えて、計画的な養成をお願いいたします。

なお、別紙1にある「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」（以下「取得促進事業」という。）により、

・資格取得者の配置促進による専門性の向上のための支援として、資格取得者の給与引上げの補助

・研修受講支援として、研修の受講者やその勤務先に対し、研修受講期間中の代替職員の配置費用、研修受講に係る旅費、研修受講費について補助を行うことが可能です。

令和6年度に取得促進事業をご活用いただいた都道府県は全都道府県の約3割でしたが、令和7年5月時点で都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に令和7年度の同事業の申請検討状況をお伺いしたところ、約6割の自治体が「申請予定あり」又は「検討中」とのご回答でした。現在、令和7年度児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金に関する交付申請受付期間中となっており、是非、取得促進事業をご活用いただき、希望者が研修を受講しやすい環境の整備等についてご検討ください。なお、取得促進事業の申請状況については、関係者からの問い合わせも多いことから、今後HP等で公表する可能性があります。

都道府県におかれましては管内市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1. こども家庭ソーシャルワーカーの計画的な養成

こども家庭ソーシャルワーカーの研修は、資格取得者に求められる専門性の柱に沿って、様々な関係機関で実務に携わる現任者とともに、地域を基盤とした多職種・多機関連携を実践的に学ぶことができるカリキュラムとなっています。

令和6年度の資格取得者からは、研修を通じて

- ・ 関係機関との連携といった「のりしろ」を意識した支援が一層具体的に考えられるようになった
 - ・ 関係機関とどのような調整を図ればこどもたちがより良い生活を送れるのか等を今後考えるうえで、対応の引き出しが増えた
- などの声が届いています。

こども家庭ソーシャルワーカーは、今後、各地域において、多職種・多機関との連携によるこども家庭支援体制の中核的な役割を担うことが期待されます。そのため、各自治体におきましては、将来的な配置も見据えて、計画的な養成をお願いいたします。

＜都道府県等、市町村へのご依頼事項＞

- 将来的な配置も見据えて、こども家庭ソーシャルワーカーの計画的な養成をお願いしたい。

2. 取得促進事業を活用した資格取得者の配置促進による専門性の向上

取得促進事業では、こども家庭ソーシャルワーカー資格を有する職員を配置し、専門的な対応を担う場合に、当該職員の手当額等の増額による給与引上げを行うための補助を行うことが可能です。

令和7年5月に「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進に向けた補助実態の把握」として、都道府県等に資格を取得した職員への手当て等の支給に関する検討状況をお伺いしたところ、複数の自治体が具体的に「検討中」であるとお聞きしています。なかには、児童福祉司の処遇改善の一環としてご検討いただいている自治体もありました。

資格取得者の配置促進のため、取得促進事業を是非積極的にご活用ください。なお、「こども家庭ソーシャルワーカー研修の受講に係る財政支援の積極的な活用のお願いと取得促進事業のQ&Aについて」(令和6年12月17日付けこども家庭庁支援虐待防止対策課事務連絡)でお示したとおり、具体的な支給方法や支給要件については、実施主体となる自治体の判断による柔軟な運用を認めています。

<都道府県、市町村へのご依頼事項>

- 資格取得者の配置促進のため、取得促進事業を積極的にご活用いただきたい。

3. 取得促進事業を活用した研修受講支援

こども家庭ソーシャルワーカーの養成は、研修の受講者や受講者が所属する組織における支援の質の向上に寄与するのみならず、こどもや家庭を支援する地域の関係機関のネットワークの拡大及び支援体制の充実も期待されます。

取得促進事業では、こども家庭ソーシャルワーカー研修の受講者及びその勤務先に対し、研修受講期間中の代替職員の配置費用、研修受講に係る旅費、研修受講費について補助を行うことが可能です。これらの補助は、都道府県等が実施主体の場合は、自治体職員以外も対象となります。

地域の支援力向上の観点も考慮いただき、自治体職員以外も含めて地域内でこども家庭支援を担う希望者が研修を受講しやすい環境が整備されるよう、取得促進事業の積極的なご活用をお願いいたします。

<都道府県等へのご依頼事項>

- 取得促進事業の研修受講支援については、自治体職員以外も対象とすることが可能であり、対象を広げてご実施いただきたい。

<市町村へのご依頼事項>

- 研修受講支援については、市町村職員を対象とするものに限り、市町村も実施主体となることが可能であり、是非ともご実施いただきたい。

4. こども家庭ソーシャルワーカーに関するウェブサイト等の周知

令和6年度資格取得者から伺った、研修受講の理由、研修と業務の両立方法、研修受講の利点等の情報を、こども家庭庁こども家庭ソーシャルワーカー専用サイトに掲載しています。

また、こども家庭ソーシャルワーカー研修や試験に関する情報は、認定機関である「日本ソーシャルワークセンター」の特設サイトにおいて随時更新されています。同サイトには、既に令和7年度の研修実施機関、試験日程が掲載されており、研修実施機関については、今後、随時追加される見込みです。

各自治体におかれましては、こども家庭ソーシャルワーカーの要件に該当し

うる幅広い管内の関係機関へ、こども家庭ソーシャルワーカーに関するウェブサイトや別紙4（認定機関作成のパンフレット）のご案内をお願いいたします。

▼こども家庭庁 こども家庭ソーシャルワーカーページ

[こども家庭ソーシャルワーカー | こども家庭庁](#)

▼一般社団法人 日本ソーシャルワークセンター

[こども家庭ソーシャルワーカー認定資格特設サイト](#)

<都道府県等へのご依頼事項>

(都道府県等へのご依頼事項)

- 関係機関に本事務連絡、別紙をお送りいただきたい。

(資料をお送りいただく関係機関)

- 管内の全ての児童相談所

- 管内の全ての社会的養護関係機関（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、児童自立生活援助事業所等）

- （都道府県等のこども家庭福祉分野以外の社会福祉部局を通じて）こども家庭ソーシャルワーカーの指定施設に該当する施設・事業所等

- 管内の全ての市町村

- （管内市町村を通じて）こども家庭センター、保育所、地域子育て支援拠点

- その他、こども家庭ソーシャルワーカーの要件に該当しうる対象者が所属する部署・関係機関

- 別紙1 こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業の概要

- 別紙2 児童虐待防止対策支援事業実施要綱（抄）

- 別紙3 児童虐待防止対策支援事業交付要綱（抄）

- 別紙4 こども家庭ソーシャルワーカーパンフレット（認定機関作成）